

普及項目	養殖
漁業種類等	養殖業
対象魚類	魚類
対象海域	八代海、天草西海

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

天草広域本部水産課・松谷久雄

【背景・目的・目標（指標）】

水産用医薬品の使用については、薬事関係法令により、未承認医薬品の使用の禁止、対象魚種、用法用量、使用禁止期間等の使用基準が設けられている。

養殖水産動物に対する安全・安心を確保することを目的として、養殖現場において、水産用医薬品の使用に係る巡回指導を実施した。

管内の魚類養殖漁場は大別すると大矢野・松島、龍ヶ岳・倉岳・栖本、御所浦、本渡・新和、深海・牛深の5地域に分かれる。今年度は、年度内に5地域全てにおいて巡回指導することを目標とした。

【普及の内容・特徴】

（1）時期及び場所

時期	場所
令和2年（2020年）9月3日	天草市倉岳町
令和2年（2020年）9月25日	天草市栖本町
令和2年（2020年）11月19日	上天草市大矢野町
令和2年（2020年）11月20日	上天草市大矢野町
令和2年（2020年）12月15日	天草市新和町
令和2年（2020年）12月22日	天草市御所浦町

（2）実施者 天草家畜保健衛生所1名、水産課1名

（3）方法

4地区6名に対して、養殖水産動物の種類、尾数、発生した魚病や水産用医薬品の使用状況などを確認するとともに、水産用医薬品の適正使用を指導した。

また、薬品の保管状況を確認し、薬品倉庫の施錠、個数管理の方法などについて指導した。なお、養殖業者は基本的に医薬品を使用する場合、必要な量のみ購入していたが、余った医薬品を保管している事例があったため、使用期間を遵守するよう指導した。

併せて、平成30年（2018年）1月から、水産用医薬品のうち水産抗菌剤を購入する場合、専門機関が交付する書面が必要となった旨を周知した。

【成果・活用】

水産用医薬品の適正使用について、養殖業者に適切な指導を実施し、養殖水産動物に対する安全・安心を確保することができた。

【達成度自己評価】

4 目標（指標）はほぼ達成できた（76～100%）



図1 倉庫内の医薬品確認状況



図2 保管庫内の医薬品



図3 段ボール内の医薬品の確認状況